

口 絵 解 説

阿智村園原神社境内にある万葉集防人歌碑については本誌昭和三十六年十一月号に牧内雅博氏が「伊那の石文を尋ねて」の文中詳しく記述しており、また防人の歌の出来た当時の世情については池田寿一氏が昭和三十五年八月号の本誌に記されているので、就いて説きたい。ただこれ等の文献未見の読者のために大要を記す。

この碑は拜殿に向って建てられ花崗石の平盤石で

ちはやぶる神のみさかにぬさまつりはう命は母父がため
の万葉歌を万葉仮名の楷書にて北原彌山の書いたものである。
明治三十四年八月の建碑・園原古蹟保存会熊谷直一翁が中心となり当時の名士が賛助しおり、郡内名碑の一といわれている。
この碑は樹蔭にあるため逆光線になったり流れ陽が射したりして写真を撮りにくいが口絵の写真は市内山本竹村庄平氏が苦心して撮った傑作である。

(編集部)

武田氏家臣団の構造

―生島足島神社起請文を通して―

小林 計 一 郎

- 一、はじめに
- 二、生島足島神社起請文について
- 三、起請文提出の理由
- 四、起請文の様式及びその内容
- 五、起請文を提出した武士の系譜・経歴
- 六、起請文から見た武田家臣団の組織
- 七、起請文の宛名
- 八、まとめ

一 は じ め に

武田氏家臣団の構造・組織をうかがうべき史料はいろいろあるが、まとまったものとしては次の三つの史料があげられると思う。

(1) 甲陽軍鑑所収の「武田法性院信玄公御代惣人数之事」と題する武田氏家臣団の編成表。(2) 天正十年、武田遺臣が徳川家康に提出した起請文による武田遺臣の名簿。(3) 永禄十年の生島足島神社起請文の三つのうち、もっともくわしいのは、(1)であるが、「甲陽軍

鑑」という書物の性質上、ただちに信用できるかどうか疑問の点が多い。(2)については、この名簿をおもな史料として研究した松平乗道氏の「武田氏家臣組織小考」(「甲斐史学」第四号)という論文がある。ただ、この名簿は写本が伝わるのみで(大日本史料第十一篇之一所収「浜松御在城記」甲斐叢書八所収「天正壬午武田諸士起請文」)多少の誤脱もあるらしく、また武田遺臣の全部をつくしているわけではないのが欠点である。(3)は史料としてもっとも確実であるが、後述するように、相当部分が散失してしまっているらしく残存するものは全部ではないのだが、この史料から武田家臣団の全貌を復元することは、さいしよから望みえないことである。しかし、確実性という点では、きわめてすぐれた史料であるから、(3)の研究によって(1)の史料の信憑性をはかることもでき、また断片的ながら、武田家臣団の構造の大筋については、確実な見通しを得ることができると思われる。本稿は(3)の生島足島神社起請文をおもな史料とし、他の史料を参考にしながら、武田氏家臣団の組織・構造を

考えてみようとしたものである。

武田の家臣団の研究については、古くは伊東三郎氏の「所謂兵農分離の実証的研究」(『社会経済史学』十三ノ八)があり、基本的な問題について、いくつもの鋭い考察がなされている。例えば武田氏の領国にすでに兵農の身分がはっきりわかれていたことを実証し「兵農分離とは、一つのものが両分する意味ではなく、既に二つに分れていたものが、なお相互に発展を上げて不明瞭な部分を清算したことをいみする。」と述べて、従来はくせんと武田氏の領内では兵農未分離であったと考えられていたのに対し、かなり明快な説明を与えられた。また松平乗道氏は「武田氏家臣組織小考」において天正十年八月二十一日附の武田旧臣起請文をおもな史料として、甲州在住の武田家臣の組織について考察した。

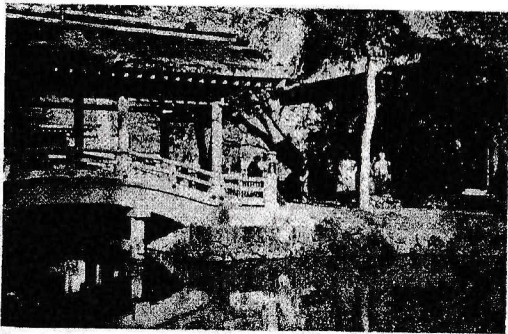
これらの研究は、甲斐の武士をおもな対象としたものであって、その占領地である信濃・河上野等の武士については、まだ研究の手が及んでいない。また生島足島神社起請文は、ほとんど利用されていない。

二 生島足島神社起請文について

長野県小県郡塩田町下之郷の生島足島神社には、武田氏配下の諸士の起請文がたくさん所蔵されている。生島足島神社は、旧国幣中社で、江戸時代以前は、下之郷大明神と通称されていた。古来、こ

の地方の大社で、信玄は天文二十二年八月十五日、当社の社領を安堵せしめ、ついで永禄二年九月一日長尾景虎(上杉謙信)撃滅の願文を捧げている。

さて、武田將士起請文は当社に現存するもの八十二通、他家へ流出して現存するもの一通、現存しないが、同社蔵の写によって、以前にあったことのわかるもの九通(断簡を除く)あわせて九十三通である。そのほか旧家等に案文として保存されるものが何通かあるがこれらは真偽を判定しにくいので、しばらく研究の対象から除く。「小県郡史」等によるとこの起請文群は、当社本殿に収められていたもので、当社本殿は古式によって内部が土間になっていたから



生島足島神社神苑

名の場合は、そのおもなものを書いてあるのに、こゝでは封紙の「真田・石井・桜井」という姓が内に出ていない。これは前に書いたようにおそらく他の起請文の包紙といれ違えたのだらうと思われる。

C13 浦野左衛門尉幸次

小県郡浦野(川西村)の城主。浦野氏は滋野系で、天文二十二年ころ武田に降り、小県郡八木沢・堀出等を安堵された。

C14 浦野被官共

浦野宗波尉信慶・同弥三左衛門政吉・同新左衛門貞次・同右衛門尉幸守・同文右衛門尉吉忠・同源右衛門尉長種尉弘治元年の川中島の戦で浦野新右衛門が信玄の感状を得ているが、これは貞次であろう。

C15 (称津) 松崎軒常安

称津氏は小県郡称津(東部町)を本貫とする滋野系の名族で、天文十二年、武田信玄・諏訪頼重・村上義晴が海野氏らを攻め、た時、没落したが、神家たるにより帰任を許されたという。『神使御頭之日記』常安は名を信直といひ、一時海津城番將をつとめた。また信玄は称津元直の娘を側室とした。天正四年十月、武田勝頼は、常安の甥信光に常安の名跡・本領を継がせているから、その少し前に死んだものらしい。

C16 称津被官△ 菅野兵部少輔直棟・別府六右衛門直満・称津右衛門尉直吉・春定斎樟月・金井助九郎直澄・小田中与七郎直文・

小野文五郎直典・藤岡右兵衛・須藤八郎仙長
この起請文は現存せず、写が伝わるのみである。別府・称津・金井など、小県地方の在地名を持つた者とならんで、菅野・藤岡・須藤など、上野の武士と思われる武士が含まれている。永禄十年十一月、称津信直は上野箕輪に在城し、同国小県郡を信玄から宛行われている。おそらくそれ以前にも上野所領を与えられており、その関係で上州の武士を被官に持っているのであらう。被官といっても、必ずしも地縁・族縁で結ばれた旧い関係のものとは限らず、武田の将としての新しい軍務関係によってできた被官もあったわけである。

小田中氏は江戸時代には北国街道田中宿の間屋になった。

C17 小泉内匠助宗貞・小泉喜泉重永

小泉氏は小県郡小泉(川西村)の旧族である。小泉氏は天文二十二年信玄に降り、所領を安堵されたが、小泉城はこの時被劫された。(高白斎記)系図によると宗貞は重永の子である。たぶん重永が隠居していたため父子連名で起請文を出したものであろう。

C18 小泉被官 平介・物二郎・四郎右衛門・弥六郎・藤右衛門・忠介・藤三・半右衛門

姓名も乗りも花押も記していない被官八名の連署起請文である。在村の同心級の軍役衆であらうか。

C 19 依田又左衛門尉信盛

依田氏は小泉郡依田（丸子町）を本貫とする武士である。「妙法寺記」によると、天文十六年、信玄が佐久郡志賀城・北佐久郡東村を攻略した時、依田一門も籠城していて戦死したという。「依田記」に依田信盛の祖父を信守と書いてあるが、あるいは信盛のことではなからうか。信守は天正三年、遠江二俣城で病死した。

C 20 室賀山城守信俊

小泉室賀（河西村）を本貫とする武士である。一葉軒と号した室賀城は天文二十二年の村上義清没落の時、武田氏の手へ帰した。堀田城が八月五日に落ち、飯富虎昌がその守将になったが、虎昌は八月二十九日、室賀本城に移っている。同年九月八日には室賀氏は武田軍に属し、麻績城・荒砥城を焼き、首七つを得ている。（高白斎記）永禄六年十二月、武田信玄は上野岩櫃城をおとした上野の諸士を賞し、「委曲は室賀のところより申すべく候」と述べているから、室賀は武田の幕下で、すでに相当の地位を得ていたことがわかる。これらの室賀はおそらく山城守信俊であろう。室賀一族の起請文には、「信俊の所へ敵地から調略の手紙が来たらすぐ報告する」とあり、麻績清長の起請文には「屋代・室賀・大日方と入魂にしない」とあって、川中島地方にもっとも近い地にいる武士として武田氏から

特に警戒されていたらしいことがわかる。天正元年長篠城にてもり、九月八日落城して、鳳来寺方面へ逃げた。当代記には「九月八日」長篠城落去。城主室賀一葉軒（信州衆、勇者なり）ならびに長篠主官沼伊豆守・同新九郎惣望せしむるの間、身命を助け、鳳来寺筋へ送られ、長篠城には三川衆をおかる。」とある。天正十一年上田城で真田昌幸に謀殺されたといわれる。（加沢記・真武内伝）

C 21 室賀治部少輔経秀・同常陸守正吉・同甚七郎吉久・堀田豊後守之吉

室賀一族被官でその起請文に総領山城守を監視するという意味の「一カ条の加わっているのは前条のとおりである。」

C 22 屋代越中守政国△

埴科郡屋代（更埴市）を本貫とする上代以来の旧族で天文二十二年四月五日武田氏に降り（高白斎記）永禄二年十一月には、信玄から埴科郡福井・戸蔵、更級郡山田庄内河等の地を隠居分として宛行われる約束を得ている。武田氏滅亡後、上杉景勝に属して海津城将となったが、家康に内応し、その臣となった。

C 23 大日向上総介直武

水内郡西山中の武士である。天文二十二年八月九日、信玄は大日方美作入道・上総介父子へ条目を送り、この方面の備はすべて大日向父子に相談することを約し、村上義清の反撃に備えさ

ている。関は明科あたりの武士らしい。

C 28 仁科盛政

仁科氏は安曇郡北部の旧族である。甲陽軍鑑等に盛政が永禄四年年誅されたところがあるが、この起請文により永禄十年まで生存していたことはあきらかである。そのあとは信玄の子五郎盛信が嗣いでいる。

C 29 仁科親頼被官・堀金平大夫盛広・古厩平三盛隆・浪田見源介政長・沢渡兵部助盛則・日岐盛次・穂高左京亮盛棟・等々力豊前守定厚・野口尾張守政親・関右近助政・小宮大蔵丞政知

いずれも安曇郡の武士で「盛」のついているのは仁科氏の一族であろう。たとえば穂高盛棟は、元龜四年の「穂高神社造宮定日記」に「仁科筑前守平盛棟」とある。堀金・古厩・浪田・沢渡・日岐・穂高・等々力等はいずれも安曇郡の郷村名である。「二木家記」によると関・野口は伊勢から平惟盛の子孫が仁科へむこにきた時、御供をして来た四天主だといふ。これらの武士は武田氏滅亡後、たいてい小笠原氏の家臣となった。なお生島足島神社起請文には、府中付近の武士の名がほとんど見えない。

C 30 六郎次郎殿御同心衆・諏訪右近助豊保・諏訪左衛門尉頼運・大輪監物勝親・高出左兵衛昌海・知久二郎左衛門遠包・飯島出雲守重綱・同名志摩守安助・前沢甚十郎繁直・小坂藤三親知・松田

せ、ついで二十三年には大日向父子の領民の移住を禁じている。大日向はまた小笠原の遺臣二木氏の遺住をあつせんしている。

（二木家記等）

C 24 岩下衆・岩下駿河守幸実・同名新十郎長高・同名源介幸広・塔原織部幸知・大口右馬介□辰・小□助忠助・古幡源三幸俊・小口清太郎忠永・宮沢七右衛門泰容

この起請文には「下野守親子が信玄様に逆心を抱いたら、できるだけ意見し、それでも承知しない場合は、かの親子と絶つて甲州へ忠節をつくします」という意見の一節があるので、この人々はたぶん岩上（海野）下野守の被官であろうと思われる。岩下氏は小泉郡岩下郷（上田市）を本貫とする武士であるが、下野守については所見がない。宮沢は塩田平の武士らしいが塔原・古幡などは筑摩郡の武士であり、小口も安筑地方の士らしいから岩下衆の多くは小泉郡に近い筑摩北部にいたものらしい。

C 25・C 26 麻績勘解由左衛門尉清長

筑摩郡北部の麻績の地土である。この地は中信地方から川中島地方へ出る口元に当っており、かつては更級郡に属していた。清長が二通の起請文を徴され、特に警戒されているらしく見えるのはおもにその位置によるものらしい。

C 27 青柳氏被官・麻績市尉光貞・関岡宮内右衛門光助・関又助光吉

青柳氏は筑摩郡北部の青柳（坂北村）の武士で、麻績に隣接し

藤左衛門昌親

六郎次郎すなわち武田信豊の同心衆である。信豊は川中島で戦死した典威信繁嗣子で信玄のおに当る。右のうち小坂・諏訪・大輪は諏訪郡、知久・飯島・前沢は伊那郡の地名を負う武士である。これらは、中級の武士らしく、たとえば飯島氏は総領と思われる為政は別に起請文を出している。諏訪・伊那地方の武士が、武田一門の部将の同心衆として編成されていることは注意を要する。

G 31 大島五郎左衛門尉長利

伊那郡大島(下伊那郡松川村大島)の武士で、片桐氏の別れたという。大島城は武田氏重要な属城であった「軍鑑」に「伊奈衆大島・片桐・飯島・ハブ(上穂)アカ津五八五十騎」とある。大島某は天正三年美濃岩村城落城の時、秋山・座光寺と共に殺された。天正十年、徳川家康に起請文を提出した伊那郡の武士に大島姓のものが三名あるが、長利との関係は不明である。

C 32 片切源七郎昌為

伊那郡片桐を本貫とする武士である。片桐(上伊那郡中川村片桐)は延喜の官道の賢鑑以来の古い郷であり、片桐氏も平安時代以来の旧族で、鎌倉時代には名のある御家人であった。天正十年、徳川家康に降った伊那の武士に、片桐源三郎昌忠という名が見える。あるいは縁者か。

C 33 上穂普次為光

伊那郡上穂(駒ヶ根市赤穂)を本貫とする武士である。永禄三年四月、赤須・上穂両郷の境論解決について、赤須孫三郎昌為・上の両名が仲介者の片切兵庫頭為成・飯島大和守為定・種左京亮貞親(為方か)に契状を提出している。この上穂貞親は為光とどのような関係であるかあきらかでないが、赤須・上穂は本貫の地を本領とする一郷領主的な色彩の強い武士であったかと思われる。

C 34 飯島大和守為方

伊那郡飯島(上伊那郡飯島町)を本貫とする武士で前記のように永禄三年赤須・上穂両郷の境論を仲裁している。(この裁許状写に飯島大和守為定とあるのは、おそらく為方のあやまりであろう。起請文の方を正しいとすべきである)永禄七年、信玄は飯島大和守に、その知行の百姓の、上野に徘徊しているものを召し返させている。

C 35 座光寺三郎左衛門尉貞房

伊那郡座光寺(飯田市座光寺)を本貫とする武士である。片桐氏の庶流であるという。「当代記」によると、天正三年十一月美濃岩村城落城の時、大島・座光寺は城將秋山信友等と共に降り、長良川原で礮にされた。

C 36 赤須二郎三郎頼泰

伊那郡赤須(駒ヶ根市赤穂)を本貫とする地土である。赤須・

いている。

岩下衆九名連署の起請文(220)には「下野守親子上意様に対し奉り、逆意の旨存じ候はば、涯分意見いたし、承引なくば、かの親子の前、引き切り、甲州へ忠節を拙んで奉るべきこと」とあり、この「下野守」の起請文は残っていないが、天文二十二年武田晴信(信玄)が海下(海野下野守)に筑摩郡刈屋原の地の替地として、同郡新村を宛行ったことが「高白斎記」に出ており、海野下野守がいわゆる岩下海野衆の盟主または族長であることはまちがいない。ハ様式の起請文を提出した武士はいずれも小県郡またはその付近のもっとも上杉氏の勢力と接触しやすい武士たちであることは注意すべきであらう。つまりこの種の起請文は、特定の地区の武士たちにはっきりした意図をもって書かせたと思われるのである。

二 様 式

麻績清長は八月七日付、吉田左近助・浅利右馬助あてに、イ様式のふつうの起請文(220)を提出しているが、八月八日には金丸あてに別の起請文(221)を提出している。この二回目の起請文は特に内容を指定されて書いたものらしく、特殊な内容を含んでいる。その第三条以下に

一小笠原・村上義清・長尾輝虎以下の御敵方、如何様の所得を以て申さるゝ旨候とも、同意申すべからず、ならびに彼の方より申す儀、大細ともに隠れなく言上せしむべき事。

一 信州の内において、甲南嶽へ謀叛の企圖者及ぼし、実を執らず

甘利万迄注進申すべく候事。

一 国侍の輩へ深く入魂せざることを。

一 なかんづく屋代・室賀・小日向と、同礼ならびに公義諸礼のほか全く入魂仕るまじきこと。

とある。敵方として小笠原・村上義清の名が出ているのは、没落後年久しい小笠原長時・村上義清らがなお信州侍に何等かの働きかけをする危険が感ぜられたのであらうか。信州衆に謀叛の企があるという噂を聞いたら、実否をたしかめず、直ちに甘利(昌忠)に報告せよというのはいかにも具体的である。また国侍と入魂にしてはいけないというのは、信玄の基本方針のあらわれであるが、特に屋代政因・室賀信俊・大日方直武らと入魂にしてはいけないという具体的な指示は興味深い。これらは室賀と所領を接する地侍たちで、それぞれ単独署名の起請文も提出しているのである。麻績は筑摩郡北部の地侍であり、大日向は水内郡西山中、屋代は善光寺平南部、室賀はもと村上氏の根拠地に近い地侍で、いずれも上杉方に接近した位置にいる人々であったのである。

さて、以上のハ・ニがいずれも東・北信またはそれに近い信濃武士のものであることは、直接上杉氏の調略を受けやすい武士について特に気をくばって起請文を書かせたことを示すものであらう。甲州の武士、南信濃の武士のものには、特殊な内容のものが一つも

見当らない。

ホ 様 式

永禄九年付の三通は、文言が永禄十年のものと全く異っており、また三通とも、それぞれ少しずつ異っている。したがってこれは、「以前捧げ奉る数通の舊紙」の一部に当るものであらう。

武藤常昭のものは「(1)自今以後、今井次郎左衛門尉と入魂に致すまじく候。内陣屋・甲州宿所へ出入り仕るまじき事。(2)向後、朋友の調拌びに徒党立て仕るまじき事。(3)御屋形様に対し奉り、聊も御後聞き覚悟存すべからざる事」の三条あり、その(1)(2)の条は、特に指定されて書いたものらしい。武藤神右衛門(のち三河守)は天正六年、今井信衛とともに善光寺平地方の検地を行い、また軍役をわりあてており(信濃史料、一四卷三四六・三四九・三五八頁)今井・武藤両氏は仕事の上の同輩であらう。三枝昌貞のものは、右の(3)のほか、「何人より賄賂、同知行等の所得をもつて相頼み候とも、御屋形様へ逆心を企つべからざる事」の一条をいれ、長坂昌国のものには「御気色悪しき人ならびに御家中の人身を入魂致すべからざる事」という一条がはいっている。このように、家臣同士の徒党を禁する方針は、すでに信玄家法に「親類被官、私に誓約せしむるの条、逆心同前たるべし」と見えており、信玄の「一貫」た方針であって、起請文にもその例がいくつか見られる。

えられる。そして「甲信西上野三カ國の諸卒」云々という文が見えるから、甲斐・信濃・西上野(利根川以西)三カ国つまりこのころの武田の領国はほとんど全部にわたっているだろうことも想像される。そこで、やや複雑にわたるけれども、これらの武士の一人一人(またはグループごと)について、その系譜・経歴をいちおう考察したいと思う。一枚の起請文に何人かが連署している場合は、何等かの意味で一つのグループをなしていると考えられるから、ひとまとめにして考えることにする。便宜上、起請文に一連番号をつけ甲斐・上野・信濃の順にならべることとする。(この起請文には符箋で番号がついているが、それとは無関係に新しく番号をつけた。北方衆・野沢衆・小山田被官等の名称は折封ウハ書にあるものによった。甲斐の武士のものをA、上野のものをB、信濃のものをCとし、単独署名のものは大文字、連署のものは小文字つけて区別した。本書がなく写だけのものは△をつけた。)

(1) 甲斐の武士

A 1 (武田) 六郎次郎信量

信玄の同母弟左馬助(典拠)信繁の長男。信繁が永禄四年川中島の戦いで戦死したのち、その家をつぎ左馬助と称したもので典拠ともいう。諏訪・伊那地方の武士十名が連署した「六郎次郎殿御同心衆」という起請文(C3)があり、甲陽軍鑑「武田法性院信玄公御代惣人数之事」(以下「軍鑑」と略称)に「武田

第1表 起請文に署名している武士の数

起請文の数		武士の数
単独署名	59通	57 (2名重複)
2名連署	5	10
3	8	24
4	2	8
5	4	20
6	6	36
7	2	14
8	1	8
9	2	18
10	3	30
12	1	12
計	93	237

五 起請文を提出した武士の系譜・経歴

この九十三通の起請文に署名している武士は全部で二三七名である。起請文は一人一枚ずつ提出している場合と、二人以上連署で提出している場合とがある。第一表は一枚に何名ずつの署名があるかを示したものである。これで見ると、過半の五十九通は一枚に一名であるが、一枚の起請文におくぜいが署名している例もまれではなく、人数からいうと、五人以上二枚の紙に連署している者が過半を占めている。

この二三七名という数は、武田の全家族団の数から見ればかなり少く、ある程度の地位を持つ者に限定されていると、常識的には考

典拠「百騎」とある。天正十年の武田臣起請文にも典拠「二十八人の名が見える。天正十年小諸城で殺された。

A 2 (武田) 刑部少輔信廉

信玄の同母弟。道通軒と号し、入道して信綱という。軍鑑に「道通軒八十騎」とある。天正十年甲府で織田軍に殺された。

A 3 馬場美濃守△この人の起請文は現存せず、写が伝わるのみで、その乗名は信本とあり信松か信春かはつきりしない。もと大河衆で、(大河衆の起請文には馬場小太郎信盛という名が見える。)信玄に引き立てられ、武田の勇将として名をなした。深志城代・牧の島城代となり、信州の経略にも功があった。「軍鑑」に「御譜代家老馬場美濃守百廿騎」とある。天正三年長篠で戦死。

A 4 山県三郎兵衛昌景△

飯富虎昌の弟。武田の代表的な勇将である。甲斐国志によれば板垣・甘利のあとで奉行をつとめたという。信玄の朱印状にはこの人の奉じているものが多い。長篠で戦死。天正十年武請文には山県衆五十六人の名がでており、これは寄親として一条・土屋につぐ数字で、武田家で山県氏の地位の重かったことを物語っている。「軍鑑」に「御譜代家老山県三郎兵衛三百騎」とある。起請文の宛名がこの人になっているのが九通ある。

A5 浅利右馬助信種

浅利は甲斐源氏で、源平時代からの旧家である。信種はこの起請文の奉行の一人で、後述するようにこの起請文群は浅利・吉田またはそのどちらかに宛てたものが約半分をしめる。永禄十二年相州三増峠で戦死した。「軍鑑」に「御譜代家老浅利百廿騎（一本に三百騎）」とある。天正十三年に徳川の臣本多作左衛門が「このごろまで、武田家中で浅利殿といつて諸人の尊敬した武士も、主人の運が傾いたので、いまは当家（徳川家）へ参り、本多平八郎の組下となり、松下一党・向坂一党の下にすえられているのは、常々見るも哀れだ」（「岩淵夜話」、甲斐国志所引）と言っているのは、武田家における浅利氏の地位が高かった傍証となろう。

A6 吉田左近助信生

浅利信種とともに、この起請文の奉行である。永禄九年の諏訪地方に対する信玄朱印状は、ほとんどこの人が奉じている。「軍鑑」に「吉田左近」を「むかでの差物衆」（使者）としているのは、地位が軽すぎて不審である。

A7 小山田兵衛尉信茂

小山田は甲斐の名家であるが、二流あり、信茂の家を郡内小山田といひ、備中守の家を石田小山田と言った。信茂は出羽守信有の子。はじめ弥三郎という。代々谷村（都留方谷村）に住し

た。「軍鑑」に「御譜代家老小山田弥三郎（二百騎）」とある。天正十年勝頼に叛いて信長に降ったが、かえって信長に殺された。

A8 今福市左衛門昌和

浄閑の子で天正四年ころから、諏訪地方に対する勝頼の朱印状はほとんどこの人が奉じているので、軍鑑に高島城代をつとめたといっているのは、信用できると思われる。同書に四奉行の一人とありまた「御譜代家老今福浄閑（息兄丹波守・弟八衛門）七十騎」とみえる。天正十年、鳥居峠で戦死したという。天正十年起請文に今福新右衛門（昌常）同心衆四十八人の名が見えるが、この新右衛門は昌和の近親らしい。

A9 跡部雅実守昌長

跡部は甲斐の旧族として名があった。信州佐久郡伴野氏の流という。甲斐平瀬の地頭であり、恵林寺検地帳に寄親として名が見える跡部伊賀は、昌長の父であるといわれる。（甲斐国誌）天正十年起請文に跡部九郎右衛門昌忠同心衆二十三人の名が見えるが、昌忠は昌長の近親（おそらく嗣子）であろう。続く

（筆者 長野市南県町一八）

高遠城と高遠城の戦

北村勝雄

武田信玄と高遠

応仁の乱後將軍の權威は地に落ち、国内の統一は破れて、一世紀間にも及んだ諸家族の争いも、小大名は次第に整理され強大なる大々名は、所領の拡大と治安とを求め、国民も戦乱の苦しみを脱れて平和の時代を欲し、全国を統一した願かな世を希う気運は動いてきた。そして大々名がその希望を遂げるには先づ畿内地方を制することになった。そこは当時の文化・経済・商業交通等の中心地であり、都市も発達して封建支配に抵抗する力もあり、農民の連合もあり、それらの後援を得、特に威力を失った將軍を擁し覇権を握って天下に号令することは、所謂戦国時代の英雄豪傑の理想であった。

武田信玄も鋭意富国強兵を計り西上の計画をすゝめていたが、南信地方から信濃の大半を領し、三河・遠江・駿河方迄も勢力範囲に入るに及び益西上の意を固めた。初め信玄が伊那地方を占領するや赤石連峰によって隔てられた甲斐と南信との連絡交通上より、また東海道方面進出上よりして高遠を最も重要視しその経営に力めた。

高遠

高遠は上伊那郡の東部の重疊した山岳を背に、東からくる三峰川北からくる藤沢川が合流してその溪谷が西に開き、天龍河畔の伊那盆地の平坦部に接続する地点にある。三峰川の谷を遡ると、南九軒余で市野瀬（長谷村）から分抗峠を越えて下伊那郡の鹿塩・大河原から遠山盆地を経て、一は天龍河筋に通じ、一は青崩峠を越えて秋葉道によって遠江に通じている。また北からくる支流山室川の谷を行けば、金沢峠を越えて諏訪郡に達し、山室川の谷の東の小尾根を隔て、南流する三峰川の支流黒川の谷を北すれば、入笠山麓の御所平峠を経て諏訪や甲斐に通じている。これらの交通路は南北朝時代大河原に拠っていた宗良親王を初め南朝方の人々が、諏訪から東信地方や、南は遠江の南朝党との連絡路であり、その後武田氏の海道地方進出の要路ともなった。また高遠から藤沢川に添って北へ二十軒杖突峠を越えて諏訪に入り、途中御堂垣外から東に行けば金沢峠を経て甲州街道に合する。杖突峠は古代から伊那諏訪の重要な連絡